

議事録（概要）

会議名	令和7年度 第1回芦屋町子ども・子育て会議					
会場	芦屋町役場4階 41会議室					
日時	令和8年3月13日（金）15:00～16:10					
委員の出欠	委員長	宮村 杉江	出	委員	濱田 亜貴子	出
	副委員長	伊藤 亜希子	出	委員	末廣 由香里	出
	委員	上四元 麻心子	出	委員	松田 宏志	出
	委員	岩崎 眞樹	出	委員	大塚 彰久	欠
	委員	藤村 恵美	欠	委員	石川 智雄	出
	委員	小田 香織	出	委員	木本 拓也	出
傍聴者	なし					
件名・議題	<p>議事</p> <p>(1)第2期子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実績報告等について</p> <p>(2)こども計画の変更について</p> <p>(3)乳児等通園支援事業の認可・確認に係る意見聴取について</p> <p>(4)その他</p>					
合意事項 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども計画の変更について、了承された。</li> <li>・ 乳児等通園支援事業の認可・確認に係る意見聴取を行い、了承された。</li> </ul>					

## 令和7年度 第1回 芦屋町子ども・子育て会議 議事録

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実績報告等について

##### 【事務局による説明】

※資料1～3に基づき説明を行った。

##### 【質疑・意見等】

(委員)

取組実績とは関係ないが、子育て支援センター「たんぽぽ」で小学生が利用できないのはなぜか。未就学児と小学生がいる家庭だと遊び場として連れていくことができない。

(事務局)

子育て支援センターは、子育てなどの相談や、子育て親子の交流の場の提供のため、主にこれから子育てを始めようとする人や、未就学児とその親を対象としている。

未就学児と小学生がいる家庭向けの町内の遊び場としては、ポートルース芦屋の中にあるMoovi（モーヴィ）がおすすめである。

(委員)

未就学児と小学生が同一の保育室を利用することは、接触事故等の発生リスクを伴い、安全管理上の課題がある。

(委員)

特に夏は冷房が効いた遊び場が欲しい。未就学児と小学生が同時に遊べるよう、町内に児童館があればよいと思う。

(事務局)

今後の子育て支援の取組の参考とさせていただく。

(委員)

資料2の取組「福岡県学習支援事業福岡県学習支援事業」は、土曜学び合いルームとはどう異なるのか。

(事務局)

福岡県学習支援事業は、週1回、町民会館にて、塾に行っていない児童を対象に実施している。土曜学び合いルームは、生涯学習課所管の事業であり、町内の各公民館にて各小学校区の児童を対象に、福岡教育大学や九州共立大学等の大学生、地域のボランティア、各小学校の先生に指導していただいている。

(委員)

資料3の取組「ベビー用品の貸し出し事業」について、用品は日々進化し新しくなっていくが、買い替えは行っているのか。また、貸出期間はどれくらいか。

(事務局)

標準使用期間に応じて買い替えを行っている。令和8年度はチャイルドシート6台の買い替えを予定している。

貸出期間は資料3のとおりであるが、期間終了後も予約が入っていなければ延長して貸し出すことも行っている。

(委員)

こどもの命に関わることなので、標準使用期間を過ぎることのないよう、引き続き十分注意していただきたい。

## (2) こども計画の変更について

【事務局による説明】

※資料4-1、4-2、4-3に基づき説明を行った。

【質疑・意見等】

なし

## (3) 乳児等通園支援事業の認可・確認に係る意見聴取について

【事務局による説明】

※資料5-1、5-2、5-3に基づき説明を行った。

【質疑・意見等】

(委員)

一時預かりと、こども誰でも通園制度はどう違うのか。

(事務局)

一時預かりは、週に数回の短時間労働、病院への通院やレスパイトなど、保護者都合により一時的に利用できるものである。対象は、生後6か月から5歳児である。

こども誰でも通園制度は、対象となる全てのこどもに給付を受ける権利が生じ、こどもが継続的に保育所等へ通園することができる制度となっており、こどもの育ちを応援するために、こどもまんなかの視点で実施されるものである。対象は、生後6か月から満3歳未満の未就学児である。

(委員)

こども誰でも通園制度の利用時間は、月 10 時間が上限で、1 回 2 時間としても月 5 回の通園となり、ましてや初めての通園でもあり、なかなか慣れないのではないかと思う。一方、一時預かりは月の利用時間に上限があるのか。

(事務局)

一時預かり事業は、1 日の利用時間に上限はなく、保育所の受入体制に応じて利用することができる。そのうえで、週に 2、3 日までの利用をお願いしている。

(委員)

利用者目線では、一時預かりとこども誰でも通園制度のどちらを利用すればよいか分からない。

(事務局)

1 時間あたりの利用料が一時預かりよりも安いという理由で、こども誰でも通園制度の利用を考える人がいるかもしれない。保育所における問い合わせや面談において、利用したい目的を聞き取り、一時預かり、こども誰でも通園制度、ひいては入所など、どの選択肢がよいのかを一緒に考える必要があると考える。

こども誰でも通園制度はその選択肢として、子育て支援の幅が広がるものとする。

(委員)

利用者は、自分が住んでいる自治体以外の施設も利用できるのか。

(事務局)

可能である。

#### (4) その他

##### 【事務局による説明】

- ・ 芦屋東小学校学童クラブの移転計画について

##### 【事務連絡】

(事務局)

- ①委員の改選について…現委員の任期は令和 8 年 5 月 31 日まで
- ②次回の会議について…令和 8 年度（時期未定）
- ③報酬・費用弁償について

### 3 閉会